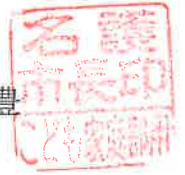




名保幼第 597 号
令和 3 年 10 月 29 日

保育施設等を利用する児童の保護者 殿

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第 19 報）

保護者の皆さまには、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、名護市では「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について【第 18 報】」（令和 3 年 9 月 30 日付け名保幼第 516 号）により、令和 3 年 10 月 1 日から当面の間、家庭保育の協力をお願いしてきたところですが、沖縄県において「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）」が令和 3 年 10 月 31 日をもって終了することを受け、名護市においても家庭保育の協力依頼について当面としていた期間を令和 3 年 10 月 31 日までとし、令和 3 年 11 月 1 日から通常保育を再開いたします。

一方で、令和 3 年 10 月 28 日付けで沖縄県から発出された「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」の中では、「感染拡大防止に向け、感染防止対策を堅持しながら社会経済活動を再開するための所用の要請、必要な協力について働きかけを行う」とあり、第 6 波に備えての取り組みが重要になってくる旨の注意喚起も示されております。

保育現場では、日々、可能な限りの感染対策を実施しておりますが、保育現場だけの取り組みだけではその効果に限界もあります。ご家庭でもできる取り組みとして、家庭内での感染防止対策の徹底と併せ、家庭での保育が可能な場合（お仕事がお休みの場合など）には、家庭保育を行うことにつき、ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 家庭保育の協力依頼期間：令和 3 年 10 月 31 日（日）まで
2. 通常保育再開日：令和 3 年 11 月 1 日（月）

名護市こども家庭部保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線 129・109）